

経 済 産 業 省

20240705 貿局第1号
輸出注意事項2024第16号
経済産業省貿易経済安全保障局

「輸出貿易管理令の運用について」（昭和62年11月6日付け輸出注意事項62第11号）の一部を改正する規程を次のとおり制定する。

令和6年8月5日

経済産業省貿易経済安全保障局長 福永 哲郎

「輸出貿易管理令の運用について」の一部改正について

「輸出貿易管理令の運用について」（昭和62年11月6日付け輸出注意事項62第11号）の一部を別紙の新旧対照表のとおり改正する。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

「輸出貿易管理令の運用について」の一部を改正する規程新旧対照表（傍線部分は改正部分）

○輸出貿易管理令の運用について（昭和62年11月6日付け輸出注意事項62第11号）

改正後	現 行
<p>別表第6 輸出許可証、輸出承認証及び輸出許可・承認証の再交付</p> <p>1 (略)</p> <p>2 失効公告 (1) (略) (2) 安全保障貿易審査課は上記1の(1)の申請の受付け又は(1)の依頼を受け付けたときは、<u>通商弘報</u>を通じ、別紙様式2により失効公告を行うものとする。</p> <p>(3) 貿易審査課、農水産室若しくは野生動植物貿易審査室又は経済産業局若しくは沖縄総合事務局の商品輸出担当課は上記1の(2)の申請を受け付けたときは、<u>通商弘報</u>を通じ、別紙様式2により失効公告を行うものとする。</p> <p>3 再交付 安全保障貿易審査課、貿易審査課、農水産室若しくは野生動植物貿易審査室又は経済産業局若しくは沖縄総合事務局の商品輸出担当課は、<u>通商弘報</u>に失効公告が行われたこと及び提出された再交付用の輸出許可申請書、輸出承認申請書又は輸出許可・承認申請書（以下「再交付用申請書」という。）の内容が正確であることを確認した上、輸出の許可及び承認事務に準じて処理するものとする。 この場合、再交付用申請書の許可番号、原許可番号又は承認番号、原承認番号の末尾に「R」の記号を付し、その申請書の右上空白に再交付である旨を明記して、1通を輸出許可証、輸出承認証又は輸出許可・承認証として申請者に交付する。</p>	<p>別表第6 輸出許可証、輸出承認証及び輸出許可・承認証の再交付</p> <p>1 (略)</p> <p>2 失効公告 (1) (略) (2) 安全保障貿易審査課は上記1の(1)の申請の受付け又は(1)の依頼を受け付けたときは、<u>経済産業公報及び通商弘報</u>を通じ、別紙様式2により失効公告を行うものとする。</p> <p>(3) 貿易審査課、農水産室若しくは野生動植物貿易審査室又は経済産業局若しくは沖縄総合事務局の商品輸出担当課は上記1の(2)の申請を受け付けたときは、<u>経済産業公報及び通商弘報</u>を通じ、別紙様式2により失効公告を行うものとする。</p> <p>3 再交付 安全保障貿易審査課、貿易審査課、農水産室若しくは野生動植物貿易審査室又は経済産業局若しくは沖縄総合事務局の商品輸出担当課は、<u>経済産業公報及び通商弘報</u>に失効公告が行われたこと及び提出された再交付用の輸出許可申請書、輸出承認申請書又は輸出許可・承認申請書（以下「再交付用申請書」という。）の内容が正確であることを確認した上、輸出の許可及び承認事務に準じて処理するものとする。 この場合、再交付用申請書の許可番号、原許可番号又は承認番号、原承認番号の末尾に「R」の記号を付し、その申請書の右上空白に再交付である旨を明記して、1通を輸出許可証、輸出承認証又は輸出許可・承認証として申請者に交付する。</p>